

２．水先料

(令和元年 10 月 1 日実施)

- 1 水先料の額は別表の水先料の額の 100 分の 110 に相当する額とする。
- 2 次の表の左欄に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前項の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額の 100 分の 110 に相当する額とする。

左欄			右欄
1 試運転、コンパス矯正、方向探知器誤差測定その他これに類する目的のため水先をする場合	港内において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額
		水先をする時間が2時間を超えるとき	別表に定める転びょうに係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに（1時間に満たないものは1時間とする。以下同じ。）その額の100分の50に相当する額を加えた額
	港内と港外との間又は港外において水先をする場合	水先をする時間が2時間以内であるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額
		水先をする時間が2時間を超えるとき	別表に定める入出港に係る水先料の額に、2時間を超える1時間ごとに同表に定める転びょうに係る水先料の額の100分の50に相当する額を加えた額
2 入出港する船舶について、水先人が通常乗下船する場所から著しく離れた地点から、又はその地点まで水先をする場合			別表に定める入出港に係る水先料の額に、その100分の50に相当する額の範囲内で、その距離に応じて水先人と船舶所有者又は船長とが協定して定めた額を加えた額
3 水先人の事務所が置かれている港から著しく離れた場所において水先をする場合			別表に定める水先料の額に、水先人の旅費、宿泊料及び乗下船に要する費用に相当する額を加えた額

- 3 次の各号に掲げる水先をする場合における水先料の額は、前 2 項の規定にかかわらず、別表の水先料の額（前項の表の左欄に掲げる水先をする場合には同表の右欄に掲げる額）とする。
 - ① 専ら国内及び国内以外の地域にわたって又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供される船舶の水先であつて、海上運送法第 2 条第 2 項に規定する船舶運航事業又は同条第 7 項に規定する船舶貸渡業を営む者に対してするもの
 - ② 前号に掲げるもののほか、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 6 条第 1 項第 6 号に規定する非居住者に対してする水先
- 4 他の水先人と共同で水先をする場合（操舵室が船側にある船舶の水先をする場合及びいずれかの水先人が研修中の水先人として水先をする場合を除く）における水先料の額は、前 3 項の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額（第 2 項の表 3 の割増額を除く。）からその 100 分の 25 に相当する額を減じた額とする。

- 5 水先法第 35 条の規定により水先人を乗り込ませなければならない船舶(海上運送法第 19 条の 4 第 1 項の対外旅客定期航路事業に使用する船舶に限る。)であつて、同一の水先区における 1 日の航海の回数が 1 年間(整備、検査等の事由により、当該船舶が一時的に航海に従事しない日を除く。)を通じて平均 1 回以上であるものの水先をする場合における水先料の額は、第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額(第 2 項の表 3 の割増額を除く。)からその 100 分の 30 に相当する額を減じた額とする。
- 6 水先人が約定した場所におもむいてから水先をする船舶を下船するまでの間において当該船舶の船長の責めに帰すべき事由により 30 分を超えて待機した場合における水先料の額は、前各号の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額に、その超えた時間の 30 分ごとに 5,400 円の 100 分の 110 に相当する額(第 3 項各号に掲げる水先をする場合にあっては、その超えた時間の 30 分ごとに 5,400 円)を加えた額とする。
- 7 研修中の水先人と共同で水先をする場合又は自らが研修中の水先人として他の水先人と共同で水先をする場合における水先料の額は、前各項(第 4 項を除く。)の規定にかかわらず、これらの規定による水先料の額から 100 分の 50 に相当する額を減じた額とする。

別表

水先区 の 名 称	水先をする船舶の運航区分	水先料の額(単位:円)						日 没 从 日 出 从 の 間 に お い て 水 先 を す る 場 合
		日 出 从 日 没 从 の 間 に お い て 水 先 を す る 場 合					え い 航 さ れ る 船 舶 の 場 合	
		え い 航 さ れ る 船 舶 以 外 の 船 舶 の 場 合			多 層 甲 板 船 の 場 合			
		船 舶 の ト ン 数 の 測 度 に 関 す る 法 律 (昭 和 55 年 法 律 第 40 号) 第 5 条 第 3 項 に 規 定 す る 2 層 以 上 の 甲 板 を 備 え る 船 舶 で あ っ て 国 土 交 通 省 令 で 定 め る も の (以 下 「多 層 甲 板 船」とい う。) 以 外 の 船 舶 の 場 合						
		総 ト ン 数 が 千 ト ン 以 下 で あ り、 かつ 喫 水 が 3 メ ー ト ル 以 下 で あ る 場 合	総 ト ン 数 が 千 ト ン を 超 え、 又 は 喫 水 が 3 メ ー ト ル を 超 え る 場 合					
		基 本 額	加 算 額					
伊 勢 三 河 湾 水 先 区	伊 勢 湾 入 口 と 名 古 屋 港 又 は 四 日 市 港 の 境 界 付 近 と の 間 の 航 行	① 102,151 ② 57,808	2,277	総 ト ン 数 千 ト ン (千 ト ン に 満 た ない も の は 千 ト ン と す る。) を 増 す ご と に 加 算 額 を、 喫 水 30 セ ン チ メ ー ト ル (30 セ ン チ メ ー ト ル に 満 た ない も の は 30 セ ン チ メ ー ト ル と す る。) を 増 す ご と に 加 算 額 を そ れ ぞ れ 基 本 額 に 加 え た 額	基 本 額 又 は 総 ト ン 数 が 千 ト ン を 超 え、 又 は 喫 水 が 3 メ ー ト ル を 超 え る 場 合 の 欄 に 掲 げ る 額 (以 下 「基 本 料 の 額」とい う。) の 100 分 の 100 に 相 当 す る 額 の 範 囲 内 で 加 算 額 に 加 算 割 増 率 を 乗 じ て 得 た 額 を 基 本 額 又 は 基 本 料 の 額 に 加 え た 額	え い 航 さ れ る 船 舶 以 外 の 船 舶 の 場 合 の 欄 に 掲 げ る 額 の 100 分 の 180 に 相 当 す る 額	日 出 从 日 没 从 の 間 に お い て 水 先 を す る 場 合 の 欄 に 掲 げ る 額 の 100 分 の 150 に 相 当 す る 額	
	伊 勢 湾 入 口 と 津 港 の 境 界 付 近 と の 間 の 航 行	① 94,236 ② 49,893	1,980					
	伊 勢 湾 入 口 と 三 河 港 の 境 界 付 近 と の 間 の 航 行	① 88,070 ② 43,727	1,749					
	伊 勢 湾 入 口 と 衣 浦 港 の 境 界 付 近 と の 間 の 航 行	① 81,076 ② 36,733	1,485					
	名 古 屋 港 又 は 四 日 市 港 の 境 界 付 近 と 三 河 港 の 境 界 付 近 と の 間 の 航 行	① 110,064 ② 65,721	2,574					
	名 古 屋 港 又 は 四 日 市 港 の 境 界 付 近 と 衣 浦 港 の 境 界 付 近 と の 間 の 航 行	① 102,151 ② 57,808	2,277					
	三 河 港 の 境 界 付 近 と 衣 浦 港 の 境 界 付 近 と の 間 の 航 行	① 81,076 ② 36,733	1,485					
	水 先 区 内 (愛 知 県 師 崎 港 南 防 波 堤 灯 台 从 神 前 灯 台 从 引 い た 線 及 び 陸 岸 に 囲 ま れ た 海 面 を 除 く。) の 各 港 (三 河 港 及 び 衣 浦 港 を 除 く。) へ の 入 港 又 は 水 先 区 内 (愛 知 県 師 崎 港 南 防 波 堤 灯 台 从 神 前 灯 台 从 引 い た 線 及 び 陸 岸 に 囲 ま れ た 海 面 を 除 く。) の 各 港 (三 河 港 及 び 衣 浦 港 を 除 く。) 从 の 出 港	① 69,389 ② 25,046	1,040					
	三 河 港 へ の 入 港 又 は 同 港 从 の 出 港	① 74,634 ② 30,291	1,238					
	衣 浦 港 へ の 入 港 又 は 同 港 从 の 出 港	① 72,058 ② 27,714	1,139					
	水 先 区 内 (愛 知 県 師 崎 港 南 防 波 堤 灯 台 从 神 前 灯 台 从 引 い た 線 及 び 陸 岸 に 囲 ま れ た 海 面 を 除 く。) の 各 港 (三 河 港 を 除 く。) 内 に お け る 転 び よ う	① 69,389 ② 25,046	1,040					
	三 河 港 内 に お け る 転 び よ う	① 83,469 ② 39,126	1,568					
	水 先 区 内 (愛 知 県 師 崎 港 南 防 波 堤 灯 台 从 神 前 灯 台 从 引 い た 線 及 び 陸 岸 に 囲 ま れ た 海 面 を 除 く。) の 港 外 の シ ー バ ー ス へ の 着 船 又 は 水 先 区 内 (愛 知 県 師 崎 港 南 防 波 堤 灯 台 从 神 前 灯 台 从 引 い た 線 及 び 陸 岸 に 囲 ま れ た 海 面 を 除 く。) の 港 外 の シ ー バ ー ス 从 の 発 船	① 69,389 ② 25,046	1,040					
	名 古 屋 港 の 境 界 付 近 と 四 日 市 港 の 境 界 付 近 と の 間 の 航 行	① 12,970 ② 3,611	170					

水先区内の前各欄に掲げる航行以外の航行	水先の距離 1 海里ごとに、1,810 円の料率によって計算した額に 1,123 円を加えた額	水先の距離 1 海里ごとに、68 円の料率によって計算した額				
水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。)の各港(名古屋港及び四日市港第3区を除く。)への入港若しくは四日市港第3区内のシーバースへの入港若しくは四日市港第3区内のシーバースへの着船又は水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。)の各港(名古屋港及び四日市港第3区を除く。)からの出港若しくは四日市港第3区内のシーバースからの発船	① 37,290 ② 27,931	1,060				
名古屋港(第5区及び第6区を除く。)への入港又は同港(第5区及び第6区を除く。)からの出港	① 47,265 ② 37,906	1,434				
名古屋港第5区若しくは第6区への入港又は同港第5区若しくは第6区からの出港	① 40,900 ② 31,541	1,196				
四日市港第3区への入港(シーバースへの着船を除く。)又は同港第3区からの出港(シーバースからの発船を除く。)	① 39,095 ② 29,736	1,128				
水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。)の各港内における転びょう	① 37,290 ② 27,931	1,060				
水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。)の港外のシーバースへの着船又は水先区内(愛知県師崎港南防波堤灯台から神前灯台まで引いた線及び陸岸に囲まれた海面に限る。)の港外のシーバースからの発船	① 37,290 ② 27,931	1,060				

備考

- この表における水先料の額の欄中「日出から日没までの間において水先をする場合」及び「日没から日出までの間において水先をする場合」の適用については、当該規定中「水先をする」を船舶に乗り込んだ後、当該船舶を導くために必要な準備行為を開始した時点（以下「水先を始めた時」という。）から当該船舶を導く行為を終了する時点（以下「水先を終わる時」という。）までの間の行為に限ることとして、これを行うものとする。
- この表における喫水は、水先を始めた時から水先を終わる時までの間における最大のものとし、排水量をもって大きさを表す船舶については、その排水トン数の 5 分の 3 に相当するトン数を当該船舶の総トン数とみなす。
- 加算割増率は、次の算式により算出する。

$$K = \frac{\frac{3.5}{1,000} L^3 - T \times 1.2}{1,000}$$

Kは、加算割増率であって、負の値の場合は0とする。

Lは、船舶の長さ（メートル）の値

Tは、総トン数（千トン以下の場合は千トン）の値

- この表における基本額の欄中、①の額と②の額がある場合、「①の額」は、総トン数 1 万トン以上の船舶に、「②の額」は、総トン数 1 万トン未満の船舶に適用する。

その他

- 指名制に係る水先料については、伊勢三河湾水先区水先人会に問い合わせください。
- 水先料については、平成 18 年の水先法（昭和 24 年法律第 121 号）の一部改正により、水先人が水先料の上限を定めて国土交通大臣の認可を受け、当該認可を受けた範囲内で国土交通大臣に届け出た額を水先料とする上限認可・届出料金制度に改正され、平成 20 年 4 月 1 日から施行されています。